

平成28年度 男女共同参画推進プラン実績

【自己評価区分】 A…取組の成果あり(4点) B…ある程度の成果は認められるが十分ではない(3点) C…ある程度の成果は認められるが一層の取組が必要(2点) D…今後、積極的な取組が必要(1点)

目標1 あらゆる分野における女性の活躍促進

基本方針1 男性にとっての男女共同参画の理解の促進【新・重点】

基本施策1 男性の家事・育児・介護への参画促進

具体的施策名	平成28年度 行動実績 (事業内容等)	数値目標 目標達成基準	担当課 (提出課)	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 育児・介護休業等の制度の周知 育児・介護休業等の制度について周知を図る。	市内284事業所に行った男女共同参画に関する事業所アンケート項目に、育児や介護休業についての質問を取り入れ周知を行った。		市民協働課	C	2	アンケートを行ったことで、事業所に育児・介護休業についての周知することができたと思うが、取組としては十分ではないため、今後はアンケート結果をHPに掲載するなどして周知していきたい。
	事業主及び労働者に対し、市HPで、育児・介護休業制度の周知を図った。 また、事業主に対し、商工団体の会報で育児休業や介護休業に係る社内環境整備に対する支援金制度について周知した。		産業振興課	B	3	市HPや商工団体の会報等により、育児・介護休業等の制度について、周知をさらに進める必要がある。
	本年度は職員に対し男性の育児参加を促進する講座の案内とパンフレット配布を行った。(さんきゅうパパ)		総務課	C	2	配布をして終わりではなく、内容を伝えることができるよう制度内容をわかりやすく説明したものを作成し職員に周知を図っていききたい。
2 男性の育児休業制度等の利用促進 男性の育児休業制度等の利用事例の紹介を行うなどして利用促進を図る。 市役所における男性育児休業制度の事務手続きや条件をまとめ周知するとともに促進を図る。	育児休業を3回取得した経験を持つ「NP0法人ファザーリングジャパン理事 徳倉康之さん」に男女共同参画推進講座(夫婦のコミュニケーション講座)の講師を依頼し、育児休業制度の利用促進を図る。	市内事業所における男性の育児休業取得率10.7%(H30)	市民協働課	B	3	講座は2/25に開催予定ではあるが、2/15現在で定員30名に対して43名(男性14名女性29名)の応募があった、30代を中心とした子育て世代の参加が多いため、育児休業制度の利用事例を紹介する良い機会となると考えている。
	男性職員の育児休暇取得制度について職員に周知し、利用促進を図った。	職員を対象に年1回以上の周知		総務課	C	2
3 家事・育児・介護などに参画するための情報提供や講座の開催 男性を対象とした家事・育児・介護等を支援する情報提供や講座等を開催する。	家庭教育力を高めることを目的とした子どもの育て方や親としての在り方などを学ぶ親スキルアップ講座を、幼稚園・保育所の保護者と幼稚園・保育園が協働で開催した。 幼稚園・保育所・小学校・中学校の保護者を対象に、子どもの成長や発達の理解を目的とした子ども理解講座を開催した。	各幼稚園1回開催 各保育園1回開催	すこやか子ども課	A	4	親スキルアップ講座は市内全幼・保24園中、21園で実施。また今年度は子育て支援センターでも実施している。 参観日等に合せて開催することで、多くの保護者の参加を得ている。 また、参加した保護者の事業に対する評価も非常に高く十分な成果が上がっている。
	男性にとっての男女共同参画の理解を促進するため、「夫婦のコミュニケーション講座」を企画した。子育て世代の夫婦にターゲットに絞り、夫婦のあり方を再考し、ライフとワークの両立を目指す。	男女共同参画関連講座への男性参加数(H30までに累計90人)	市民協働課	B	3	講座は2/25豊沢ふれあい会館で開催する予定。1/26からHPで募集を開始し、班内回覧や市内事業所、市内幼稚園・保育園の保護者を中心にチラシを配布した結果、2/15現在で定員30名に対して43名(男性14名女性29名)の応募があった。定員には達しているが、できるだけ沢山の方に参加していただくよう対応する。
	おむつの使用方法や介護方法について学ぶ「おむつの当て方講習会」などを開催した。市の紙おむつの支給をうけている方向けの講習会と公募での講習会の2回開催した。 H28.8.5(金)開催 参加人数 4人(女性のみ) H28.8.26(金)開催 参加人数 5人(女性のみ)		地域包括ケア推進課	C	2	H28年度は2回開催(支給されている方、一般の方)。紙おむつの講習会の内容は、大変好評で、今まで知らない知識なども身につける事ができるので、H29年度は20人の参加を目標に周知活動に力を入れていきたい。今年度は男性の参加者がいなかったため、周知方法やチラシの内容など工夫し、男性の参加を促していきたい。
				平均点数	2.6	

基本施策2 男性働き方・生き方変革への支援

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 長時間労働等の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの必要性などに関する意識の啓発や講座等を実施する。	事業所に対し、市HPで、ワーク・ライフ・バランスの必要性等の周知を図った。		産業振興課	B	3	市HPや商工団体の会報等で、ワーク・ライフ・バランスの必要性等のさらなる周知を進める必要がある。
	市内284事業所に行った男女共同参画に関する事業所アンケートの項目に、ワーク・ライフ・バランスを取り入れ、意識の啓発を図った。今後、アンケート結果について情報提供を行う予定である。			市民協働課	C	2
2 こころの健康に関する啓発とセーフティネットの構築 こころの健康を保つため、正しい知識を広く啓発していくとともに、こころの問題を抱えた人に対して適切な対応ができる人材の養成や関係機関の連携体制の強化などセーフティネットの構築を進める。	市民への啓発として、リーフレット作成・配布を行う。また、セーフティネットの構築として、関係者を対象とした「ゲートキーパー養成研修会」を開催した。	ゲートキーパー養成 数値目標値（H34）200人 睡眠による休養がとれていない人の割合 目標値（H34） 15.0%以下	健康づくり課	B	3	2月14日に、市内事業所、介護福祉施設、民生委員児童委員をコアターゲットとして研修会を開催し、50人が受講した。こころに悩みを抱える方への声のかけ方、適切な機関へのつなげ方を学び、セーフティネットの強化につなげることができた。
				平均点数	2.7	

基本施策3 地域活動への参画促進

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 市民活動団体等の活動などの情報提供 市民活動団体等の活動紹介や会員の募集を行い、活動への参画もきっかけづくりをする。	市内の市民活動団体の実態調査をするとともに、HPに掲載した。		市民協働課	B	3	市内の市民活動団体へ実態調査を行い、活動紹介する冊子を更新し、HPに掲載するなど情報提供ができた。
	市民活動団体の活動などを紹介する冊子の更新やチラシを配架し、活動情報の発信を支援した。		生涯学習課	B	3	市民協働課と連携し、公民館に市民活動団体の活動などを紹介する冊子やチラシを配架し、市民に周知した。
2 地域活動（健康・福祉分野等）への参画促進 健康や福祉分野のボランティア活動等への参画を促進する。	健康づくり推進員は、各自治会から男女1名ずつ選出され、出前健康教室を開催するなど地域に健康情報を発信していただいた。 （平成28年4月1日現在：男150人、女153人、合計303人）	各自治会から男女1名ずつ委員選出	健康づくり課	A	4	ほとんどの自治会（7自治会のみ1名選出）で男女1名ずつ選出されることで、公会堂出前講座の企画や運営、公民館での「健康コーナー」等、地域での健康情報発信や啓発が広く行われている。
			しあわせ推進課	B	3	社会福祉協議会において総合健康センター内にボランティアセンターを設置している。今後はボランティア活動を行いたい人やボランティアを必要としている団体等とのコーディネートに向けての取組みを行っていく。
				平均点数	3.3	

基本方針2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本施策4 市政、審議会等への女性の参画の拡大

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 市の審議会等各種委員会への女性の登用促進 女性委員のいない審議会等の解消を図るとともに、より積極的な女性の登用を進め、登用率の向上を目指す。	審議会等の女性委員の登用を促進するため、通知等で周知した。 審議会等の委員の選任に際しては、男女の比率に配慮した。（一方の性に偏らない）	女性委員の割合 37.5%（H30）	全所属	B	3	市の審議会等委員の割合は、1月末日現在36.7%と昨年度と比較して1.3ポイントのアップであった。今後も継続して目標達成に向け、庁内への呼びかけを行う。
2 市の審議会等への女性の登用状況の調査 審議会・委員会等への女性の登用状況の調査を実施する。	女性の公職参加状況の調査を継続的に実施した。（7月、2月の2回実施） 女性の割合が40%未満の審議会に対し、目標達成に向けて課題となっていること、今後の取組について調査を行った。		市民協働課	A	4	女性の公職参加状況調査を行い、目標達成に向けての課題と今後の取組について調査を行うことができた。
				平均点数	3.5	

基本施策5 事業所や各種団体への女性登用の啓発と促進

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 事業所への女性の登用促進についての情報提供と啓発 事業所へ女性の登用についての情報提供と啓発を行う。	商工団体の会報、市HP等で、情報提供や啓発を行った。		産業振興課	B	3	女性の登用を促すため、市HP及び商工団体の会報等で、事業所への女性の登用促進についての情報提供や啓発をさらに進める必要がある。
2 「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の普及促進 「男女共同参画社会づくり宣言」（県事業）の周知を行い、宣言事業所数の増加を図る。	市内284事業所に行った男女共同参画に関する事業所アンケートの項目に、「男女共同参画社会づくり宣言」を取り入れ、啓発チラシ（申込み用紙）と一緒に送付し、周知及び啓発を行った。 また、12月に希望があった事業所へ個別訪問を行った。 <small>(H28年11月9日現在、46事業所)</small>	宣言事業所数 44事業所 (H30)	市民協働課	A	4	昨年度末より7事業所増え、46事業所となった。4事業所で個別訪問を希望があり、2事業所へ個別訪問を行った。アンケート結果では、「宣言する予定は無い」と回答した事業所が75事業所もあったことから、今後も継続して個別訪問など積極的に取り組んでいく必要がある。
3 自治会・市民活動団体、PTA等各種団体役員への女性の登用促進 自治会等の各種団体の長や役員への男女を問わない登用を促進するため、啓発を行う。	自治会連合会長会議等において、資料を配付し男女共同参画に関する理解を図った。 また、役員改選時合わせ、男女共同参画の視点立ち、積極的な女性の登用について通知した。	女性自治会長と女性副自治会長の人数 7人 (H30)	市民協働課	D	1	H28年度の女性自治会長と女性副会長の人数は、4名（自治会長1名、副会長3名）と目標に達することができなかった。今後の取組について検討する必要がある。
	各家庭の実情に配慮しながら、男女のバランスを意識したPTA役員の登用を働きかた。（女性会長の登用、父親の役員参加等に配慮）	全保幼小中学校において男女でPTA役員を構成	(学校教育課)	A	4	各園・校のPTA組織は、父親の視点と母親の視点をバランスよく取り入れ、よりよい子育ての在り方や学校と家庭・地域との連携強化に力を入れてきている。今後も、男女共同参画の視点を大切に、無理なく活動が続けられる組織作りが進むよう、働きかけていきたい。
			(すこやか子ども課)	A	4	幼稚園のPTA役員については、男女のバランスを考えながら登用を進め、会長、副会長を合わせると男性が4割となっている。
4 市役所における女性の登用促進と研修の実施 女性管理職の積極的な登用を行うとともに、研修等をとって女性管理職候補を育成する。	女性職員が積極的に研修に参加できるよう、派遣研修等の日程などに配慮しつつ選考を行った。 また、平成28年度人事配置においても、性別に関係なく勤務成績に応じて管理職の登用を行った。		総務課	B	3	さまざま日程での研修を案内した。今後は、研修メニューをできる限り早く提示することで、研修への参加を促進していきたい。 また、人事配置については、部長職に女性2人が昇格するなど登用が進んだ。
				平均点数	3.2	

基本施策6 女性の活躍推進と情報提供

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 女性のキャリア形成支援 交流の場づくりや講座等を開催し、キャリアアップやキャリア継続のための支援を行うとともにキャリア形成に関する意識を高めるための啓発を行う。	静岡県男女共同参画センター「あざれあ」等が行うキャリアアップ講座や研修の案内を市内公共施設（支所・図書館等）に配架し、情報提供を行った。 夫婦のコミュニケーション講座(2/25開催予定)を開催することで、互いにキャリアや働き方について相談するきっかけをつくり、意識の高揚を図る。		市民協働課	B	3	「あざれあ」等が行うキャリアアップ講座や研修案内については、市内公共施設に配架し、情報提供を行ったが、HPに掲載するなどの取組が足りなかった。 夫婦のコミュニケーション講座については、2/15現在、定員30名を越える43名（男性14名女性29名）の申込みがあり、キャリアアップの啓発につながる事が期待できる。
2 女性の人材情報の充実と活用 様々な分野で活躍する女性の人材情報の充実と活用を図る。	男女共同参画に関する講座や研修会の参加者や市民活動団体の調査等、様々な分野で活躍する女性の把握に努めるとともに、女性の活用を図る。		市民協働課	C	2	市民活動団体については、活動状況調査を実施し、活動状況を把握した。男女共同参画講座(2/25開催予定)については、子育て世代の夫婦を対象としており、前年まで行っていた輝く女性セミナーの参加者とは違う分野の人材の把握が期待できる。
3 女性活躍事例等の情報提供 ロールモデルの紹介や企業における好事例等の情報提供を行う。	広報やホームページなどを活用し、ロールモデルや企業における男女共同参画の取組に対する好事例等の情報提供を行う。		市民協働課	D	1	ロールモデルや企業における事例の情報を収集する方法を構築する必要がある。
				平均点数	2.0	

基本方針3 男女が平等に働くことができる労働環境の整備

基本施策7 職場における男女平等の推進

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 育児・介護休業制度、母性保護規定等労働条件に関する情報提供と啓発 育児・介護休業制度や母性保護規定等労働条件に関する情報提供と啓発に努める。	事業主及び労働者に対し、市HPで、育児・介護休業制度、母性保護規定等の労働条件の周知を図った。 また、事業主に対し、商工団体の会報で育児休業や介護休業に係る社内環境整備に対する支援金制度について周知した。		産業振興課	B	3	市HPや商工団体の会報等で、育児・介護休業制度、母性保護規定等の労働条件の周知をさらに進める必要がある。
	市内284事業所に行った男女共同参画に関する事業所アンケート項目に、育児や介護休業についての質問を取り入れ周知を行った。		市民協働課	C	2	アンケートを行ったことで、事業所に育児・介護休業についての周知することができたと思うが、取組としては十分ではないため、今後はアンケート結果をHPに掲載するなどして周知していきたい。
2 「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の普及促進 「男女共同参画社会づくり宣言」（県事業）の周知を行い、宣言事業所数の増加を図る。	事業所アンケート項目に、「男女共同参画社会づくり宣言」を取り入れ、啓発チラシ（申込み用紙）と一緒に送付し、周知及び啓発を行った。 また、希望する事業所へ個別訪問を行った。 (H28年11月9日現在 46事業所)	宣言事業所数 44事業所 (H30)	市民協働課	A	4	昨年度末より7事業所増え、46事業所となった。4事業所で個別訪問を希望があり、2事業所へ個別訪問を行った。アンケート結果では、「宣言する予定は無い」と回答した事業所が75事業所もあったことから、今後も継続して取り組んでいく必要がある。
3 女性活躍推進法に基づく計画の策定 地域における女性の職業生活における活躍を進めるため、行政としての推進計画を策定する。また、市役所における特定事業主行動計画を策定する。 市内企業における事業主行動計画策定の推進を図る。（労働者300人以下は、努力義務）	市役所における女性活躍推進計画を策定する。		市民協働課	D	1	今年度は策定できなかったため、今後重点的に取り組む必要がある。
	女性活躍推進法に基づく計画の策定について、市HP等を活用し、周知及び啓発を図った。		産業振興課	B	3	市HP等で、市内企業に対し事業主行動計画策定の周知及び啓発をさらに進めていく必要がある。
	市役所における特定事業主行動計画を策定し公表した。		総務課	B	3	平成28年3月に特定事業主行動計画を策定し公表した。可能なものは、より前倒しの事業推進も進めていきたい。
				平均点数	2.7	

基本施策8 女性の職業意識の向上と多様な職業能力の育成

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 労働知識や技術の取得機会の情報提供 ハローワーク、県及び商工団体等の事業や法令等を周知し、労働に関する権利や制度の啓発、各種学習機会の情報提供に努める。	市HPで、ハローワーク及び県が実施する講座等の情報提供に努めた。		産業振興課	B	3	市HP等で、ハローワーク及び県が実施する講座等のさらなる情報提供を進める必要がある。
2 女性の就業に関する情報提供と啓発 ハローワーク、県及び商工団体等の事業や法令等、女性の就業に関する情報提供と啓発に努める。	県や関係機関と連携し、女性の就業に関する情報提供に努めた。		産業振興課	B	3	市HP等で、県や関係機関が提供する情報を提供し、さらなる啓発を進める必要がある。
3 女性の起業支援や再就職支援と情報提供 商工団体や金融機関と連携し、女性の起業支援を行う。また、サンライフでの職業相談による再就職支援やハローワークが行う再就職支援に関する情報提供に努める。	市HP及び商工団体の会報や会議等で、起業に関する情報提供を行った。市及び商工団体、市内金融機関と連携し、「ふくろい創業支援ネットワーク」により、創業希望者を総合的に支援した。 また、袋井市中小企業支援協議会が運営するどまんなかチャレンジプレイスを支援した。		産業振興課	B	3	「ふくろい創業支援ネットワーク」における創業支援事業及び市の職業相談を継続し、さらに女性の起業等の支援を進める必要がある。
				平均点数	3.0	

基本施策9 農業や商工業等自営業における男女共同参画の推進

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 家族経営協定の推進 営農方針や就農条件等を家族間で取り決める「家族経営協定」を促進する。	新規就農者や認定農業者との面談などの際、家族経営協定の案内を行う。 また、併せて市ホームページ等での紹介により、女性農業者の積極的な参入を図る。		農政課	B	3	認定農業者との面談などの際、家族経営協定の案内を行い、協定締結の実績(平成29年1月鈴木氏、平成29年3月(予定) 瀧美氏、竹本氏の計3組)をあげた。 また、併せて市ホームページで家族経営協定の紹介を行った。
2 女性の交流機会と人材育成への支援に関する情報提供 県及び農業団体、ハローワーク、商工団体等の事業等、女性の交流機会や人材育成への支援に関する情報提供に努める。	各種講座等の情報を提供する。 また、意見交換会・研修会等を開催し、人材の育成に努める。		農政課	B	3	農業経営者・生産者を対象と研修会・交流会（平成28年8月袋井市農政勉強会、平成29年1月袋井農商工交流会）を実施、女性へも参加を依頼した。
	商工団体の女性会を中心に、女性の交流の場づくりや人材育成への支援を行った。また、市HP等で、県や関係機関が実施する講座等の情報提供を行った。		産業振興課	A	4	商工団体の女性部会を中心に、女性の交流の場づくりや人材育成への支援ができています。
				平均点数	3.3	

基本施策10 ハラスメント（セクハラ・マタハラ等）の防止に向けた啓発の推進

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 職場におけるハラスメント（セクハラ・マタハラ等）防止意識の啓発 職場におけるハラスメント（セクハラ・マタハラ等）防止の啓発に努める。	市HPで、セクハラ・パワハラ等の防止啓発に努めるとともに、静岡労働局の相談窓口を周知した。		産業振興課	B	3	市HP等で、意識の啓発及び相談窓口等の周知をさらに図っていく必要がある。
	市管理職を対象にハラスメントをテーマとした研修を実施した。また、ハラスメントに関する相談体制を整える。		総務課	B	3	管理職（所属長）を対象にハラスメント研修を実施した。ハラスメントの通報制度を確立していきたい。
				平均点数	3.0	

基本方針4 ワーク・ライフ・バランスの確立に向けた環境の整備【重点】

基本施策11 男女がともに働きながら子育て・介護できる支援策の充実

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 多様な保育サービスの充実 保育所での延長保育、幼稚園での預かり保育等の多様なサービス、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業の充実を図る。	預かり保育実施園、長期休業中預かり保育を継続することで、子育て支援の充実を図る。 放課後児童クラブについて、受入対象学年の拡大に向けた施設整備を行った。	ファミリー・サポート・センター協力会員数 330人（H28）	すこやか子ども課	A	4	幼稚園の預かり保育はH28年度に3園増やし、全15園実施とし、子育て支援の充実を図った。 放課後児童クラブ施設整備については、計画通りの施設拡大を図ることができた。 ファミリー・サポート・センター会員数については、309人（12月現在）と横ばい傾向となっているため、引き続き積極的に広報していく。
2 待機児童の解消 保育所の新設や保育ママ事業の推進等により、保育の受入枠を計画的に拡大し、待機児童の解消を図る。	保育所の新設支援や認証保育所の認可化により保育受入枠を拡大し、待機児童の解消を図る。	保育所待機児童数 24人（H28）	すこやか子ども課	B	3	待機児童を解消するため、保育所の入所定員を弾力化し、多く受け入れた。しかしながら、保育所申込者数が前年度よりも大幅に増加したことにより待機児童数は25人となった。
3 子育て相談の充実 母子保健の総合相談窓口として、「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠期から子育て期の支援体制を強化する。	中央子育て支援センター内に相談窓口を設置している利点等を生かし、より誰もが気軽に相談しやすい環境づくりを図った。 保健センター・家庭児童相談室・子育て支援センターが連携し、BP（ベビープログラム）を実施した。		すこやか子ども課	A	4	中央子育て支援センター内に設置している利点を生かし、より誰もが気軽に相談しやすい環境づくりを引き続き図っていく。 家庭児童相談室と連携し、引き続きBP（ベビープログラム）講座を開催した。受講後のアンケートからは、講座が非常に効果的であったとの感想が多く寄せられている。 今後も子育て家庭に役立つ講座の充実を図っていく。

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
3 子育て相談の充実 母子保健の総合相談窓口として、「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠期から子育て期の支援体制を強化する。	妊娠期からの支援を強化し、出産後早期の赤ちゃん訪問を実施するとともに、乳幼児期の切れ目のない支援を実施した。		健康づくり課	A	4	子育て世代包括支援センターが開設し、母子健康手帳交付時にすべての妊婦に行うアンケートと面談により、支援の必要性の有無や支援方法を検討するなど、妊娠期の支援を充実させるとともに、出産後の継続した支援に結びつけた。
4 乳幼児健康診査、健康相談、各種教室の実施 乳幼児の健康診査と相談を実施するとともに、必要に応じた継続的な支援体制の充実を図る。	両親が安心して育児に取り組むことが出来るよう、乳幼児期に健康診査や健康相談・各種教室を実施した。	各健診・相談の受診率を90.5%以上にする	健康づくり課	A	4	乳幼児期に定期的な健診・相談事業を実施しており、すべての受診率が目標値に達している。 4か月児健康診査…98.1% 7か月児相談…94.7% 10か月児健康診査…90.8% 2歳児相談…95.0% 1歳6か月児健康診査…97.3% 2歳6か月児相談…91.9% 3歳児健康診査…94.3%
5 障がい児の療育、相談支援事業の充実 発達が気になる子どもや障がいのある子どものそれぞれの成長段階における相談支援・療育指導の充実を図る。	「育ちの森」では、乳幼児期から青少年期にいたる子どもとその保護者を総合的に支援した。 ・子ども支援室…0歳～18歳までの子どもに関する相談支援の実施 ・子ども早期療育支援センター…障害やその疑いがある子どもが、日常生活における基本的な生活動作を習得し、集団生活に適應できることを目的とした療育教室を実施 ・教育支援センター…不登校及びその傾向にある児童生徒に対し、生活の自立や学習の援助、教育相談を実施		健康づくり課 育ちの森	B	3	幼児健診・相談にて、発達が気になる子どもをスクリーニングし、早期に療育につなげた。 子ども支援室には、今年度に入り述べ2,800件を超える相談が寄せられている。0歳から18歳までを切れ目なく支援する体制を整え、必要に応じて関係機関と連携を取り、子どもとその保護者を支援している。 事業内容においては、まだまだ改善及び充実を図る必要があるため、関係機関との連携を密にしながら、事業の充実を図っていきたい。
	それぞれの相談内容に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児放課後児童クラブ等の適切なサービス利用を図った。		しあわせ推進課	A	4	保護者からの相談に応じ、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児放課後児童クラブ等の適切なサービス利用につなげることができた。
6 育児・介護休業等の制度周知（再掲） 育児・介護休業等の制度について周知を図る。	市内284事業所に行った男女共同参画に関する事業所アンケート項目に、育児や介護休業についての質問を取り入れ周知を行った。		市民協働課	C	2	アンケートを行ったことで、事業所に育児・介護休業についての周知することができたと思うが、取組としては十分ではないため、今後はアンケート結果をHPに掲載するなどして周知していきたい。
	事業主及び労働者に対し、市HPで、育児・介護休業制度の周知を図った。 また、事業主に対し、商工団体の会報で育児休業や介護休業に係る社内環境整備に対する支援金制度について周知した。		産業振興課	B	3	市HPや商工団体の会報等により、育児・介護休業等の制度について、周知をさらに進める必要がある。
	本年度は職員に対し男性の育児参加を促進する講座の案内とパンフレット配布を行った。（さんきゅうパパ）		総務課	C	2	配布をして終わりではなく、内容を伝えることができるよう制度内容をわかりやすく説明したものを作成し職員に周知を図っていきたい。
7 多様な介護サービスの充実 相談窓口の充実や在宅介護サービス、施設介護サービス等の介護基盤の整備を進めるとともに適切なサービス利用につなげるにより介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	在宅介護支援金交付（介護者経済的支援） 在宅で介護している家族を対象に在宅介護支援金を支給し、経済的負担を軽減する。		市民課	A	4	在宅介護支援金交付については、平成28年度前年対比85.8%、予算執行率77.7%、概ね達成された。介護者の経済的負担の軽減に役立てることができた。
	総合相談窓口において介護について相談をうけ適切な支援やサービス利用につなげた。また、職員のスキルアップや関係機関との連携を深めるため、研修会や連絡会なども開催した。 H28. 5. 13（金）相談窓口対応者研修開催 30人参加 H28. 10. 21（金）相談事業所等連絡会開催 38人参加	総合健康センターでの総合相談件数 3,000件（H32）	地域包括ケア推進課	A	4	毎月、平均すると190件近い相談対応があり、相談窓口として認識されてきている。相談内容に応じて、適切な支援や必要なサービス利用につながるよう、市役所内だけでなく、様々な関係機関と連携して対応ができています。
				平均点数	3.4	

基本施策12 家事、子育て、介護など家庭生活における男女共同参画の推進

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 家庭生活や地域生活における男女共同参画に関する啓発 広報紙、フォーラム、講座等による啓発を図る。	男女共同参画推進講座（夫婦のコミュニケーション講座）を開催し、家庭生活や地域生活における男女協働参画の啓発を行う予定。		市民協働課	B	3	講座は2/25に開催予定ではあるが、2/15現在で定員30名に対して43名（男性14名女性29名）の応募があり、30代を中心とした子育て世代の参加が多いため、家庭生活における男女協働参画の啓発につながる事が期待できる。
2 介護者等を対象とした支援 団体や民間企業等との連携による支援や認知症サポーター養成講座を開催し、介護の方法や認知症に対する正しい理解を深める。	市民や市内事業所など対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人やその家族を見守り・支援するサポーターを養成した。また、市職員に対しても講座を行った。 H28.2.16現在 25回開催 1,110人受講	認知症サポーター養成講座受講者数 1,450人（H32）	地域包括ケア推進課	B	3	地域住民はじめ、今年度は薬局、郵便局、市役所職員等に養成講座を開催し、サポーターを養成した。小中学生や看護学生、民間の企業等に養成講座の開催ができるよう働きかけをしていきたい。
3 市職員におけるワーク・ライフ・バランスの促進 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が生産性の向上や競争力の強化につながる」ということについて、職員が認識を高めるよう啓発をする。 適正な人員配置により残業時間を削減する。	時間外勤務の縮減に重点的に取り組んだ。 ・研修（研究）の実施 ・各課での取組 ・人事評価の目標管理における取組 男女共同参画社会づくり宣言をした。		総務課	A	4	時間外勤務の縮減を柱として働き方の見直しを進めた。研修、2ヶ月毎の所属からの取組報告、所属長とのヒアリング、人事評価制度の活用による業務改善、勤務実態管理システムの導入など積極的に進めることができた。 また、4月に男女共同参画宣言事業主としての登録を行った。 次年度以降も継続して取り組んでいく。
				平均点数	3.3	

目標II 男女共同参画社会の実現に向けた社会の整備

基本方針5 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

基本施策13 男女共同参画に関する調査及び情報の収集と提供

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 広報紙等による情報提供と啓発の推進 広報ふくろいやホームページ等を利用した情報提供や計画等の周知、啓発を推進する。	広報紙で、市民団体のインフォメーションを掲載した。	（随時実施）	企画政策課	C	2	広報紙で市民団体のインフォメーションを掲載、活動の集客につながった。次年度は、特集記事の企画をするなど検討をしていく。
	男女共同参画社会の実現に向け、市民の意識の啓発につながる情報等を広報、ホームページに掲載した。		市民協働課	C	2	H27年度男女協働参画推進プランの取組実績や第3次袋井市男女共同参画推進プランををHPに掲載した。 男女協働参画推進講座の募集をHPやふくろい子育て応援ナビフッピーにぼっけに掲載し、市内事業所、班内回覧、市内の幼稚園・保育園の保護者等を中心にチラシを配布し情報提供を行った。
2 男女共同参画に関する調査の実施 講座等の開催にあわせ、男女共同参画に関する意識調査の実施や事業所等への調査を実施する。	男女共同参画に関する市民意識調査・事業所アンケートを実施し、現状把握と分析を行った。プランの進捗状況の確認を行い、啓発や事業実施の参考とした。		市民協働課	A	4	市民意識調査・事業所アンケートを実施し、現状を把握することができた。
3 男女共同参画に関する情報の収集と提供 国、県、他市、関連団体等が発行する統計資料や図書等の情報を収集し提供する。	男女共同参画に関連する資料や図書などの情報収集と提供を随時実施した。	（随時実施）	市民協働課	C	2	国、県、他市などが発行した統計資料や図書については、窓口配架したり、他の公共施設（図書館や支所など）にも配布し、情報提供を行った。 また、H28年3月に策定した、第3次男女協働参画プランを県や35市町、宣言事業所へ送付して情報提供を行った。
				平均点数	2.5	

基本施策14 男女共同参画の視点に立った行政施策

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 男女共同参画の視点に立った施策の推進 男女共同参画の視点に立った各種施策の実施や広報ふくろいや市の発行物の発行にあたっては、男女共同参画の視点に立って実施する。	市民協働によるイベント及び計画等策定時において、男女共同参画の視点に立った実施に努める。		全課	B	3	男女いずれかに偏った表現や、性別によってイメージを固定化させる表現にならないよう取り組んでいる。
2 だれもが使いやすい公共施設の整備 ユニバーサルデザインを積極的に導入する等、だれもが使いやすい施設の整備に努める。	施設の新規建設時や改修工事・修繕の際にはユニバーサルデザインの導入に努め、また建設後の運用においてもだれもが安心して使いやすい施設整備・運営に努める。		全課	A	4	市役所1階受付横に、日本語・英語・ポルトガル語の表示機能を備えた液晶タッチパネル型電子案内図板を設置した。色覚障がい者（色の認識が困難）の方に配慮したバリアフリーデザインを採用した。
3 男女共同参画に関する講座等の開催 男女共同参画に関する講座等を開催し、正しい理解の促進や啓発を行う。	男女共同参画推進講座（夫婦のコミュニケーション講座）を開催し、男女共同参画の正しい理解や促進、啓発を行う予定。（2/25開催予定）		市民協働課	A	4	講師を「内閣府男女共同連携推進会議委員」、「内閣府子ども・子育て会議委員」などを務めるNPO法人ファザリングジャパン理事の徳倉康之さんに依頼することで、正しく、分かりやすい男女協働参画に関する知識を講座受講者へ伝えることができる。
4 男女共同参画の視点に立った図書（絵本含む）コーナーの設置 男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画の視点に立った図書コーナー等を設けて啓発を図る。	6/23-29の週間に合わせ、6月の一ヶ月の間、市民の意識づけとなり、市民生活に即した内容の図書を展示・貸出することができた。（袋井・浅羽図書館）	展示冊数20冊以上	生涯学習課（図書館）	A	4	所蔵して書架にあるが平常時には存在がわかりにくい当該資料を目立つ場所に展示することができ、手に取る方や借りていく方の姿が確認できた。
				平均点数	3.8	

基本方針6 人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進

基本施策15 男女の人権を尊重する教育や学習機会の充実

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 保育士、教員等における男女共同参画の推進 各校（園）等において、県教育委員会等の発行資料を活用して研修等を行い、人権や男女共同参画に対する意識の高揚を図る。	男女共同参画の研修会に参加し、各園（所）の職員へ周知を図る。		すこやか子ども課	A	4	男女共同参画の研修会に参加し、各園（所）の職員へ周知を図った。
	各校の職員会議等において、男女共同参画の視点に立った研修・協議を行う。		学校教育課	A	4	各校の職員会議等において、男女共同参画の視点に立った研修・協議を行った。
2 男女共同参画の視点に立った保育・教育内容の充実 保育や教育の場において、固定的な役割分担意識にとらわれない指導の充実を図る。	お互いの良さを活かした保育内容の充実を図る。		すこやか子ども課	A	4	「徳育評価指標」や「声かけニコリンなひとこと」を市内新入園児の保護者に配布するなど、自園の「一徳運動」を園・家庭・地域で推進した。
	男女共同参画の視点に立ち教材や副読本等を使用し、男女平等の考え方について道德の時間等で指導する。		学校教育課	A	4	道德の時間を充実させることで、男女平等についての理解が深まった。
3 男女共同参画の視点に立った進路指導・キャリア教育を実施 性別にとらわれることなく、個性と能力を重視した職業や進路先を選択できる職業観の形成や進路指導の充実を図る。また、様々な分野に積極的に参画していくことを可能とする機会の提供を行う。	生徒の能力や適性を的確に把握し、それらに基づいた進路指導に努める。	（随時実施）	学校教育課	A	4	生徒の能力や適性に基づいた進路指導に努めることで、進路指導、キャリア教育が充実した。
4 性的マイノリティに対する理解の促進 性的指向や性同一性障害などを理由として困難な状況に置かれている人々が自分らしく生きていくために、性同一性障害などへの理解を進めるとともに人権尊重の観点から教育・啓発等を推進する。	人権啓発の推進活動を継続して実施するとともに、人権に関して相談できる場所の周知を図った。性的マイノリティについて講演して下さる講師を招き、市民を対象とした講演会を開催した。	（随時実施）	しあわせ推進課	A	4	毎年行っている人権文化創造講演会で、性的マイノリティについて講演を行った。聴講して下さった方のアンケートでは、大変分かりやすく理解できたとの声が多数あった。
				平均点数	4.0	

基本施策16 家庭・地域・職場等における男女共同参画意識の向上

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 男女共同参画の視点に立った公民館（コミュニティセンター）の実施 公民館学級等で行う学習に男女共同参画の内容を盛り込んだカリキュラムを行う。	公民館講座 各公民館で男性も興味を持てる内容の公民館講座を実施する。また、性別に関係なく楽しめる健康講座などを実施する。 公民館学級 家庭教育学級の学習内容に、父親の子育て参加の話題を盛り込むなど、公民館学級に「男女共同参画社会実現を目指した学習」を取り入れるよう働きかけていく。 人権学習 各公民館の全ての学級の必須学習内容である人権学習の中に、男女共同参画の話題も盛り込む。	多くの方が公民館活動に参加し、男女共同参画が正しく理解され、推進されること。	生涯学習課	B	3	公民館講座 各公民館で性別に関係なく参加し楽しめる料理教室や語学講座、健康講座などを実施した。 公民館学級 家庭教育学級の学習内容に、親子料理や野外活動など父親も参加できる（する）活動を盛り込むなど、「男女共同参画社会実現を目指した活動」を取り入れた。 人権学習 各公民館の全ての学級の必須学習内容である人権学習の中に、人権ビデオの視聴やチラシ配布・紹介など男女共同参画の話題を盛り込んだ。
2 啓発のための講座・講演会の開催 男女共同参画に対する市民の関心を深めるための講座、講演会等を開催する。	男女共同参画に対する関心を深めるため、夫婦のコミュニケーション講座を開催する予定。 (開催日2/25)		市民協働課	A	4	1/26からHPで募集を開始し、班内回覧や市内事業所、市内幼稚園・保育園の保護者を中心にチラシを配布した結果、2/15現在で定員30名に対して43名(男性14名女性29名)の応募があり、関心の高さがうかがえる。
3 各種講座・講演会等における託児の実施 乳幼児を持つ親が講座・講演会等に乳幼児連れで参加しやすいように託児を実施する。	各種講座や講演会の実施時には、乳幼児を持つ親が参加しやすいよう、託児を実施する。		全課	B	3	各種講座や講演会の実施時には、子どもがいる親が参加しやすいように託児を実施するよう努めてる。
4 事務所への情報提供 ハローワーク、県及び商工団体等事業や法令等、男女共同参画に関する情報提供に努める。	市HPで男女平等等の意識改革の定着に向け、情報提供に努めた。		産業振興課	B	3	市HPや商工団体の会報等で、事業所への男女平等の意識改革の定着に向け、さらに情報提供に努める必要がある。
	H28年3月に策定した第3次袋井市男女プランをHPに掲載したり、宣言事業所には第3次袋井市男女共同参画プランを送付し、男女共同参画の情報提供を行った。		市民協働課	D	1	女性活躍推進法などについて、積極的に情報提供をしていく必要がある。
				平均点数	2.8	

基本施策17 国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 国際社会の情報収集と提供 男女共同参画に関する国際的な先進事例等の情報の収集・提供を行う。	国際的な取組等の情報収集を行うとともに、必要に応じホームページ等を活用し情報提供を行う。		市民協働課	D	1	男女共同参画に関する国際的な先進事例等の情報収集について、積極的な取組が必要である。
2 国際交流活動の推進 国際理解を深めるため、姉妹都市であるヒルズボロ等との交流活動への市民の参加を促進する。また、NPO、市民団体等と連携を図り、交流の機会や活動の場を増やす。	姉妹都市等との交流活動へ、市民参加の機会と参加しやすい環境づくりを行った。		市長公室	B	3	平成28年6月にヒルズボロ市長が来袋時、国際交流協会とともに、両市の近況報告や時代に合わせた交流方法等についての意見交換が交わされ、今後の交流促進について、双方の意思確認ができた。
	NPO、市民団体等と連携を図り、交流の機会や活動の場を増やした。		市民協働課	B	3	本年度は、ヒルズボロ市への学生恐竜は実施しないが、ヒルズボロ市との学生交流の際には、参加する男女の割合に考慮していく。
				平均点数	2.3	

基本施策18 在住外国人が安心して暮らせるための支援の充実

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 外国人のための行政情報の提供 広報紙やホームページ等で生活に必要な情報を外国語での提供を行う。	生活に必要な情報は、可能な限り外国語で表記するよう努める。		全課	B	3	市役所1階受付横に、日本語・英語・ポルトガル語の表示機能を備えた液晶タッチパネル型電子案内図板を設置した。今後は、国際交流員の協力を得て、公共サインの英訳を行っていく予定がある。
	広報ふくろいポルトガル語版を月1回の発行。 暮らしのガイドブックポルトガル語版の作成した。		市民協働課	B	3	現在、外国人住民の約6割がブラジル人のため、ポルトガル語にて情報提供しているが、外国人住民の多国籍化により、英語を含め多言語で情報提供をしていく必要がある。
	各課で作成した資料を収集保存し閲覧に供している。市立図書館の利用案内リーフレットに利用方法の外国語の案内（英語・ポルトガル語）を併記しているほか、今年度はブックスタート（7ヶ月児相談）・セカンドブック（2歳児相談）で配布する「おすすめ絵本リスト（2種）」、「市立図書館の利用案内」のポルトガル語版を制作し、希望者に配布を開始した。（袋井・浅羽図書館）		（市立図書館）	B	3	対象者の参加率が90%を超えるブックスタート、セカンドブックの情報をポルトガル語版で配布可能となり、情報提供が可能となったため。各課で作成した資料を収集保存しているが、資料の存在や利用促進について積極的に発信できておらず、外国人の利用・来館者の増につながっていない。
2 外国人の児童生徒に対する支援 外国人児童生徒が学ぶ楽しさや喜びを感じ、充実した学校生活を送ることができるよう学習支援を行う。	新たに編入する児童生徒を対象とした初期支援教室を開級する。 支援員がすべての小中学校に定期的な訪問、もしくは常駐して支援を行う。 希望者する児童生徒に対して、放課後日本語教室を開催する。 入学ガイダンスや進路相談等を実施する。	（随時実施） 外国人の就学率 100%（H28）	学校教育課	A	4	初期支援教室での支援を充実させることで外国人児童生徒が日本に慣れ、学校生活を楽しみにできるようになっている。初期支援終了後も適切な後支援により、日本での充実した生活を支援することができている。
3 地域活動への参加支援 在住外国人が積極的に自治会活動等の地域コミュニティ活動に参加できるように啓発や支援を行う。	言語面で不安を抱える外国人に対し、広報ふくろいポルトガル語版を作成し行政情報を提供する。（月1,200部発行） 地域が抱える課題の解決に向けた会合等に通訳を派遣する。		市民協働課	B	3	国際交流協会内に外国人相談窓口を設置するとともに、地域からの通訳や翻訳に対応するなど、地域課題の開設に向け降り組んだ。
4 外国人のための日本語能力の育成支援 外国人の日本語習得のための教室等を開催する団体等の支援を行う。	地域で日本語能力の向上のための日本語支援教室等を開催する。市民活動団体等の団体支援等を行う。（2地区予定）		市民協働課	B	3	親子日本語教室の開催の委託など、日本語能力の向上に取り組んだ。 日本語教室・・・2団体 親子日本語教室・・・1団体
				平均点数	3.2	

基本方針7 地域における男女共同参画の推進【重要】

基本施策19 地域の一員としての地域活動への男女共同参画の促進

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 自治会活動における男女共同参画の啓発 自治会活動における男女共同参画を推進するための啓発や情報提供を行う。	自治会連合会長会議等において、資料等を配布し男女共同参画に関する理解を図った。 また、役員改選時に合わせ、男女共同参画の視点に立った役員の選任について通知を行った。	女性自治会長と女性副自治会長の人数 7人（H30）	市民協働課	D	1	H28年度の女性自治会長と女性副会長の人数は、4名（自治会長1名、副会長3名）と目標に達することができなかった。今後の取組について検討する必要がある。
2 地域活動を進めるための情報提供と啓発 だれもが参加しやすい地域活動にするために団体や活動の紹介等の情報提供や啓発を実施する。	男女共同参画に関する情報や活動する団体の紹介などを広報やホームページ等で行う。		市民協働課	C	2	男女共同参画の視点に立った防災講座をNPO法人静岡県災害支援隊へ委託し、2月に川井地区自主防災隊や袋井市女性消防団を対象に講座を実施する予定のため、その様子をHPを利用して紹介する。今後は、より積極的に取り組む必要がある。
				平均点数	1.5	

基本施策20 地域活動団体等との連携」の推進

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 地域活動団体の活動支援 地域活動団体の活動に男女が共に参画し、活性化するよう活動の支援と育成を行う。	男女が共に参画する機会を提供することで、活動が活発になるよう自治会や市民活動団体等に対し、活動の支援や助言等の協力を努めた。		市民協働課	B	3	協働まちづくり事業において、女性の参画を促すために託児の設置の提案や情報発信の支援を行った。
2 パートナーシップによるまちづくりの推進 市民と行政が適切な役割分担と責任を担い合うパートナーシップによるまちづくりの推進する。	市民や地域と行政が連携して地域の課題を考え取り組むなど、地域の特性を生かしたパートナーシップによるまちづくりの推進のため、公民館のコミュニティセンターへの移行を進めている。	(随時実施)	市民協働課	C	2	平成28年度は、移行に関する協議を行うため、検討会を設置し、教育、福祉、企業（管理職）、民生児童委員、市民活動実践者、子育て中の女性に委員をお願いした。（15人中5人） 検討の中で、コミュニティセンターにおけるまちづくりが、女性が参画できるような制度設計を行っている。
				平均点数	2.5	

基本施策21 男女共同参画の視点に立った防災の推進

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 地域における防災活動における女性登用の促進 女性消防団員の入団促進や自主防災隊役員への女性の積極的登用を図るとともに日頃の防災訓練への参画及び意思決定への参画を推進する。	女性消防団員の入団促進及び活動の活性化、PRを実施した。（平成28年4月1日現在、8人）また、各地域では積極的に女性を防災委員に登用し、9月、12月の防災訓練に参加するとともに、一部の自主防災隊では、女性部会を開催して避難所生活での女性の担える役割等の意見交換を実施した。	女性消防団員増員 自主防災隊長及び防災委員の女性役員割合 31.2%(H30)	防災課	A	4	女性消防団員については、8人（平成28年4月現在）から2人増えて、10人（平成29年2月現在）となった。また、今年度の自主防災隊長及び防災委員については、全体では604人のうち169人で割合としては27.9%であるが、防災委員のみについては、449人のうち169人が女性で、割合が37.6%であることから防災委員のみであれば目標達成基準に達しているため。
2 男女共同参画の視点に立った防災の啓発や情報提供 災害時の対応において、性別にとらわれず、安心してその対応が図れるよう男女共同参画の視点に立った防災の必要性等について周知、啓発や情報提供を実施する。	地域で実施する防災訓練や地域の会合等で、男女共同参画の視点に立った講座等を開催し、地域の意識の向上を図った。		防災課	A	4	平成28年12月に開催した地域防災訓練の会場型訓練では、全体参加者約800人の25%となる約200人の女性参加者があり、炊き出し訓練や応急救護訓練等を実施できたため。
	男女共同参画の視点に立った防災を啓発するため、NPO法人静岡県災害支援隊へ防災講座の委託を行った。		市民協働課	B	3	2/18に袋井市女性消防団、2/12に川井地区の自主防災隊、婦人防災隊、班長に対して推進講座を行う予定。今後は、防災課と協働してさらに事業を推進する必要がある。
3 男女共同参画の視点に立った防災訓練等の実施 「減災」「復興」という点を踏まえ、女性の視点を取り入れた訓練の見直しやマニュアルの見直しの推進を図る。	女性の視点を取り入れた訓練の見直しやマニュアルの見直しの推進を図った。また、可搬ポンプによる放水訓練や救助資機材取扱訓練など、常に男性主導で行っている訓練にも積極的に女性に参加していただくよう呼び掛けた。		防災課	A	4	平成28年10月に作成し、地域へ配布した「袋井市避難所運営マニュアル」では、女性の避難所生活に配慮した女性用のトイレ、更衣室、また、授乳室などを設置するために、地域で組織する避難所運営委員会の委員の3割以上を女性とするよう明記しているため。
			市民協働課	D	1	女性の視点を取り入れた訓練の見直しや、マニュアル見直しにあたって、防災課と情報を共有できなかったため、今後は積極的な取組が必要である。
				平均点数	3.2	

目標Ⅲ 男女の安全・安心な暮らしの実現

基本方針8 生涯にわたる男女の健康支援

基本施策22 生涯にわたる健康の保持・増進のための促進

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 健康診査の充実 年齢・性別に応じた各種がん検診等、各種健康診査を実施するとともに、受診率の向上を図るなど健康支援を行う。	胃がん・大腸がん・肺がん検診（40歳～） 前立腺がん検診（男性50歳～） 子宮頸がん検診（女性20歳～） 乳がん検診（女性30歳～） 結核検診（65歳以上） 骨密度検診（女性40歳～70歳節目） 歯周疾患検診（40歳～70歳節目） 健康保険適応外健康診査（40歳以上の医療保険未加入者） 肝炎ウイルス検診（40歳～） 《受診率向上に向けた取り組み》 5月～12月の間で各検診の実施期間を定めて実施会場により、一部託児実施	がん検診受診率 前立腺がん31.0%、乳がん38.9%をめざす	健康づくり課	B	3	男女の生涯にわたる健康の保持・増進のため、がん検診でがんを早期発見・早期治療することは有効である。 【平成28年度検診受診者】 ・前立腺がん検診（50歳～） 2,661人（平成27年度より211人増） ・乳がん検診受診（30歳～） 6,679人（平成27年度より579人増） 今後も、検診の予約制の導入や未受診者への受診勧奨などの受診率向上の取り組みを実施していく。
2 相談・講座等の充実 年齢・性別に応じた各種相談、講座等を実施し健康支援を行う。	地域健康寺子屋・・・全公民館、豊沢ふれあい会館において開催した。（28回） 健康づくり食生活育成セミナー・・・全8回開催 子ども健康教育支援事業・・・園児、児童、生徒を対象に食育、生活習慣病予防、こころと運動、禁煙に関する講座を開催		健康づくり課	B	3	地域健康寺子屋では、健康づくり推進員（自治会毎男女1人ずつ）に参加を呼びかけるとともに、班内回覧を行うことで775名が参加した。 健康づくり食生活育成セミナーは、受講者13名中男性は1名。年齢・性別問わず、食や健康は大切であるため来年度も広く募集を行う予定。 子ども健康教育支援事業は、1月末現在で122件、9,040人の園児、児童、生徒の参加があった。
3 スポーツ・レクリエーション活動の充実と促進 各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催し、スポーツを通して健康づくりを支援する。	男女のライフステージに応じて、心と体の健康増進を目的に、フーバ練習会、スローエアロビック教室等の各種スポーツ教室を開催した。	定期的（週1回以上）にスポーツを行っている人の割合55.0%（H32）	スポーツ推進課	A	4	フーバ練習会やスローエアロビック教室等を開催することで、スポーツを通じ、市民の健康増進を図った。平成29年度は、練習会の種目の変更等を行うことにより、参加者人数を増加させ、さらに市民の健康・体力づくりの充実に努めていく。
				平均点数	3.3	

基本施策23 性と心の健康について知恵の普及と相談体制の充実

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 性に関する学習機会と相談体制の充実 児童生徒の発達段階を踏まえ、身体の発達や倫理・よりよい人間関係づくりなど、幅広く性の問題をとらえ、各教科や道徳・特別活動・総合的な学習の時間等、教育活動全体の中で指導する。また、養護教諭やスクールカウンセラーによる性と心の悩みに対する相談体制の充実を図る。	学校から講師依頼等があった場合、事業実施に協力する。	（必要に応じ、随時実施）	学校教育課	A	4	養護教諭やスクールカウンセラーによる性と心の悩みに対する相談体制が充実している。
2 性感染症対策の推進 正しい理解を推進するため、HIV抗体検査、性感染症検査及び相談事業等の周知・啓発を行う。	正しい理解を推進するため、HIV抗体検査、性感染症検査及び相談事業等の周知・啓発を行う。		健康づくり課	A	4	「広報ふくろい」に相談窓口や検査機関を掲載し、市民に周知した。

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
3 こころの健康に関する啓発とセーフティネットの構築（再掲） こころの健康を保つため、正しい知識を広く啓発していくとともに、こころの問題を抱えた人に対して適切な対応ができる人材の養成や関係機関の連携体制の強化などセーフティネットの構築を進める。	市民への啓発として、リーフレット作成・配布を行う。また、セーフティネットの構築として、関係者を対象とした「ゲートキーパー養成研修会」を開催した。	ゲートキーパー養成数 目標値（H34）200人 睡眠による休養がとれていない人の割合 目標値（H34） 15.0%以下	健康づくり課	B	3	2月14日に、市内事業所、介護福祉施設、民生委員児童委員をコアターゲットとして研修会を開催し、50人が受講した。こころに悩みを抱える方への声のかけ方、適切な機関へのつなげ方を学び、セーフティネットの強化につなげることができた。
				平均点数	3.7	

基本施策24 妊娠・出産にかかわる健康支援

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 教室・相談・訪問による保健指導の充実 妊娠・出産に関わる女性の心と身体の変化や男性の役割について啓発を行うとともに、産前産後の精神的な不安の解消等に努める。	妊娠中から産後における心身の健康を促すため、親子（母子）健康手帳交付時の健康相談や訪問、教室等を実施した。	マタニティスクール（両親編）参加者 125組 産後の訪問96%	健康づくり課	A	4	母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に行うアンケートと面談により、支援の必要性の有無や支援方法を検討するなど、妊娠期の支援を充実させるとともに、出産後の継続した支援に結びつけた。 初産の夫婦を対象にマタニティスクールを行うことで、健康への意識が高くなっている時期に効果的に食生活のあり方について健康教育を行え、子育てを夫婦で行っていくという意識付けを行うことができた。各会場の規模により、人数の制限があり、目標125組に対し、1月末現在78組であるが、申込みや問い合わせがもっと多くあり、平成29年度は会場の変更を試み、受け入れられる人数を増やし、希望に沿って実施を行いたい。 産後の訪問が1月末現在97.2%であり、目標を達成でき訪問が行え、必要な支援に結びつけることができた。
2 子育て相談の充実（再掲） 母子保健の総合相談窓口として、「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠から子育て期の支援体制を強化する。	中央子育て支援センター内に相談窓口を設置している利点等を生かし、より誰もが気軽に相談しやすい環境づくりを図った。 保健センター・家庭児童相談室・子育て支援センターが連携し、BP（ベビープログラム）を実施した。		すこやか子ども課	A	4	中央子育て支援センター内に設置している利点を生かし、より誰もが気軽に相談しやすい環境づくりを引き続き図っていく。 家庭児童相談室と連携し、引き続きBP（ベビープログラム）講座を開催した。受講後のアンケートからは、講座が非常に効果的であったとの感想が多く寄せられている。今後も子育て家庭に役立つ講座の充実を図っていく。
	妊娠期からの支援を強化し、出産後早期の赤ちゃん訪問を実施するとともに、乳幼児期の切れ目のない支援を実施した。		健康づくり課	A	4	子育て世代包括支援センターが開設し、母子健康手帳交付時にすべての妊婦に行うアンケートと面談により、支援の必要性の有無や支援方法を検討するなど、妊娠期の支援を充実させるとともに、出産後の継続した支援に結びつけた。

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
3 不妊治療の支援 不妊治療に要する経費の助成を行うとともに、情報の提供や相談体制の充実を図る。	一般不妊治療費及び特定不妊治療費、男性不妊治療費の助成を行った。また、不妊で悩む男女が安心して相談できる体制を整備するとともに、必要な情報提供や支援を行った。 一般不妊 治療費の7割（最大6万3千円） 2年間 特定不妊 1回上限10万円 妻の年齢が43歳未満 初回の治療開始時の妻の年齢が 40歳未満・・43歳までに通算6回 40歳以上・・43歳までに通算3回 男性不妊：1回上限10万円	制度の継続実施	健康づくり課	A	4	不妊治療費の経済的負担の軽減となっており、特定不妊治療費助成申請者の約半数が妊娠に至っている。
				平均点数	4.0	

基本方針9 女性に対するあらゆる暴力の根絶【重要】

基本施策25 女性に対する暴力（DV）根絶へ向けた啓発の推進

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 暴力根絶に向けた啓発と情報提供の充実 DV、セクシャル・ハラスメント等あらゆる暴力を根絶するため、情報紙やチラシ等で啓発を行う。	家庭児童相談室においては、引き続き、曜日により相談時間を替えたり、月に2回、メロープラザで実施したりして相談相談しやすい環境づくりに努める。 また、DVについては、被害者の意思を確認した上で袋井警察署や県女性相談センターと連携を図り、一時保護等適切な対応を行う。 児童虐待については、毎月行う児童虐待ケース情報交換会や個別ケース会議により、虐待への早期対応を図り、子どもが安心して健やかに育つ環境の確保を図る。 さらに、毎年11月の「児童虐待防止」及び「女性に対する暴力をなくす運動」の推進月間に合わせ、これらの実態や発見時の緊急連絡先など市民に周知するため、「広報ふくろい」に掲載をする。 DV、セクハラ等の防止対策に関する講演会等の情報提供を行う。啓発用のポスターの掲示及びチラシの配架を行う。	ケース情報交換会や個別ケース会議の積極的な開催	しあわせ推進課	A	4	平成28年12月時点のDV相談件数は16件で、女性保護施設への一時保護は無かったが、警察等との連携により、内4件について一時避難や避難の実施を図った。また、児童虐待については、毎月児童虐待ケース情報交換会や個別ケース会議等により、虐待への早期対応及び未然防止対策を図り、子どもが安心して健やかに育つ環境の確保に努めた。
	DV相談窓口を周知するためのカード(2,000枚)を作製し、公共施設（本庁、支所、図書館、総合健康センター等）や袋井警察署の女子トイレに設置し、関係機関の支援情報の提供に努めた。			市民協働課	B	3
2 人権教育の推進と若年層へのDV防止に関する啓発に関する啓発や講座の開催 あらゆる暴力の根絶に向け、教育活動を通じて日常的に人権教育を行う。 若年層を対象に「デートDV」防止に関する啓発や講座を開催する。	暴力行為（言葉の暴力も含む）を許さない指導を推進する。 教員対象の人権教育研修会を実施し、教員の人権感覚の向上を図る。		学校教育課	A	4	教員対象の人権教育研修会を実施し、教員の人権感覚の向上を図っている。また、ちらしやリーフレットを活用し、人権尊重について意識の高揚と啓発を図ることができた。
	袋井市地域人権問題啓発講演会を開催し、男女の人権尊重について意識の高揚と啓発を図る。 また、法務局が行う女性に対する暴力、セクハラ、ストーカーなどの女性をめぐる人権問題に対応する電話相談「女性の人権ホットライン」をポスター等で周知する。	人権啓発活動における人権尊重、男女平等の啓発を継続実施する。		しあわせ推進課	A	4
				平均点数	3.8	

基本施策26 ハラスメント（セクハラ・マタハラ等）の防止に向けた啓発の推進

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 職場・地域等におけるハラスメント（セクハラ・マタハラ等）防止意識の啓発 職場・地域等におけるハラスメント（セクハラ・マタハラ等）防止の啓発に努める。	DV、セクハラ等の防止対策に関する講演会等の情報提供を行う。啓発用ポスターの掲示及び、チラシの配架を行った。	市内事業所においてセクハラ等に関する従業員の意識啓発を図っている事業所数50事業所（H30）	市民協働課	C	2	男女共同参画に関する事業所アンケートにおいて、「社内報や啓発資料による従業員の意識啓発」、「管理者向け、従業員向けの研修・講習会の実施」という回答が32事業所からあった。目標指数に届くよう、取組について検討する必要がある。
	市HPで、セクハラ・マタハラ等の防止啓発に努めるとともに、静岡労働局の相談窓口を周知した。		産業振興課	B	3	市HP等で、防止意識の啓発及び相談窓口等の周知をさらに進めていく必要がある。
	市HPで、セクハラ・マタハラ等の防止啓発に努めるとともに、静岡労働局の相談窓口を周知した。		総務課	A	4	管理職（所属長）を対象にハラスメント研修を実施した。引き続き定期的を実施していきたい。
				平均点数	3.0	

基本施策27 各種相談体制の充実と関係機関との連携

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 相談体制の整備 問題解決に向けて相談しやすい相談体制の整備や支援情報の周知を図る。	民生委員や主任児童委員、さらには、家庭児童相談室など相談できる人や場所の周知を図る。県の相談窓口などの案内チラシを配架するなど情報提供に努めた。		しあわせ推進課	A	4	民生委員、主任児童委員の一斉改選に合わせ、地区の民生委員の一覧を広報ふくろいに掲載し、周知を行った。
	DV相談窓口を周知するためのカード(2,000枚)を作製し、公共施設（本庁、支所、図書館、総合健康センター等）や袋井警察署の女子トイレに設置し、関係機関への支援情報の提供に努めた。		市民協働課	B	3	DV相談窓口を周知するためのカードの設置は、相談窓口の情報提供につながったが、設置方法等について今後も工夫する必要がある。
2 関係機関との連携強化 問題解決のため、警察署、女性相談センター、保健所、静岡県等の関係機関のほか、学校や医療機関などと連携を図り、適切な相談と援助を行う。	「要保護児童対策地域協議会」等により関係機関との情報交換や情報の共有化を図り、虐待等やDVの予防対策を更に進めた。	要保護児童対策地域協議会の開催2回/年	しあわせ推進課	A	4	要保護児童対策地域協議会を7月と2月に実施し、児童の虐待やDV等の情報の共有化を図ることが出来た。
	DV相談窓口を周知するためのカード(2,000枚)を作製し、公共施設（本庁、支所、図書館、総合健康センター等）や袋井警察署の女子トイレに設置し、関係機関の情報提供に努めた。		市民協働課	B	3	DV相談窓口を周知するためのカードの設置は、相談窓口の情報提供につながったが、設置方法等について工夫する必要がある。
3 被害者の安全確保と自立支援 DV等被害者の安全確保と自立を支援するため、警察署、女性相談センター、静岡県等と連携し、一時保護や自立支援体制の充実を図る。	DV被害者を減らすため、自立支援のための適切な生活相談の実施を図り、必要に応じて生活保護等の支援を行う。また、DV被害者の意思を確認した上で袋井警察署や県女性相談センターと連携を図り、一時保護等適切な対応を行い被害者の安全確保に努める。	一時保護者数0件を目指す（H32）	しあわせ推進課	A	4	平成28年12月時点のDV相談者は16件で、女性保護施設への一時保護は無かったが、警察署等との連携により、内4件について一時避難や避難の実施を図り、被害者の安全確保に努めた。
				平均点数	3.6	

基本方針10 困難を抱えたあらゆる女性等が安心して暮らせる環境の整備

基本施策28 ひとり親家庭及び生活困窮家庭等への支援の充実

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 ひとり親家庭への支援 ひとり親家庭等への経済的支援を行うため、児童扶養手当、医療費助成、自立支援給付金の交付、資金の貸付等を実施する。	ひとり親家庭等への経済的支援として、児童扶養手当、母子家庭等医療費助成などを、前年同様に実施した。 経済的支援だけでなく、ひとり親家庭等への生活援助や子育て支援として、日常生活支援員を派遣するひとり親家庭等日常生活支援事業も継続実施した。	日常生活支援事業等の継続実施	しあわせ推進課	A	4	ひとり親家庭等が日常生活支援事業を利用しやすくするために、利用条件や利用時間単位の見直しなどを実施した。
2 生活困窮家庭への支援 生活困窮家庭の自立に向けて、就労や家庭相談、住居確保給付金の支給等を行い、一人ひとりの状況に合わせた支援を行う。	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じるため、社会福祉協議会に事業委託し、就労・家計支援、相談を行うとともに、住居維持のための給付も必要に応じ行っていく。	随時実施	しあわせ推進課	A	4	生活困窮者からの相談を継続して行い、10月時点延べ件数で前年同月比178%の相談・支援を行った。（H27 266件 H28 473件）
3 児童・生徒への就学支援 経済的な理由で小・中学校への就学が困難な家庭に対し就学援助を行う。	経済的理由により就学困難な家庭に対し、学用品費・給食費などを助成する。 就学援助費 34,197千円（見込）		教育企画課	A	4	経済的理由により学用品や給食費の支払いが困難な世帯に就学援助を行うことで、保護者の経済的負担が軽減され、生活の安定に繋がった。（7、12、3月に支給）
4 相談体制の整備 相談者のニーズに応じるため、主任児童委員や民生委員児童委員、家庭児童相談室等による相談、支援体制の充実を図る。	民生委員や主任児童委員、さらには、家庭児童相談室など相談できる人や場所の周知を図る。 県の相談窓口などの案内チラシを配架するなど情報提供に務める。		しあわせ推進課	A	4	平成28年12月時点の家庭児童相談室における相談件数は、1,150件（対前年比約16%増）となり、相談体制の充実が図られている。
				平均点数	4.0	

基本施策29 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるための支援

具体的施策名	平成28年度 行動実績（事業内容等）	数値目標 目標達成基準	担当課（提出課）	自己評価	点数評価	自己評価の具体的説明
1 高齢者・障がい者への活動支援と各種団体等の育成 高齢者や障がい者が安心して生活するために、就労支援や各種団体の活動を支援する。	手話奉仕員養成講座、点訳奉仕員養成講座を開催し、男性の参加者の割合を高めることで、障害者福祉や地域福祉に対する男女共通の認識を高める。 老人クラブ活動費補助金交付 シルバー人材センター運営費補助金交付	ボランティア活動等への男性の参加率の向上に努める。	しあわせ推進課	C	2	平成28年度手話奉仕員養成講座は11人（うち10人が修了）男性受講者は0人であった。点訳奉仕員養成講座は9人が受講し男性受講者は1人であった。これらの講座については性別を問わず、障がい及び障がい者についての理解を深めてもらうためにも重要であると考え、今後も引き続き受講者の増加に向け、広く募集を行いたい。
	主に高齢者を対象に介護予防や地域での支え合い等の活動を行っている人材の育成を目的に10月から11月にかけて全7回「お元気サポーター養成講座」を開催した。「定年後の地域デビュー」をテーマとした講演会その他、高齢者の生理や心理、転倒予防や組織作りなどの講義や実習を行った。	お元気サポーター養成講座開催 1講座/年	地域包括ケア推進課	C	2	定員30名に対し受講人数は14名と半数以下であった。内男性の受講者はわずか1名と目標を下回った。次年度は講座の周知を工夫し、より多くの担い手の育成につなげたい。
2 多様な介護サービスの充実（再掲） 相談窓口の充実や在宅介護サービス、施設介護サービス等の介護基盤の整備を進めるとともに適切なサービス利用につなげるにより介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	在宅介護支援金交付（介護者経済的支援） 在宅で介護している家族を対象に在宅介護支援金を支給し、経済的負担を軽減する。		市民課	A	4	在宅介護支援金交付については、平成28年度前年対比85.8%、予算執行率77.7%、概ね達成された。介護者の経済的負担の軽減に役立てることができた。
	総合相談窓口において介護について相談をうけ適切な支援やサービス利用につなげた。また、職員のスキルアップや関係機関との連携を深めるため、研修会や連絡会なども開催した。 H28. 5. 13（金）相談窓口対応者研修開催 30人参加 H28. 10. 21（金）相談事業所等連絡会開催 38人参加	総合健康センターでの総合相談件数 3,000件（H32）	地域包括ケア推進課	A	4	毎月、平均すると190件近い相談対応があり、相談窓口として認識されてきている。相談内容に応じて、適切な支援や必要なサービス利用につながるように、市役所内だけでなく、様々な関係機関と連携して対応ができています。

<p>3 障がい者の自立支援 障がい者の自立支援と支援者の負担を軽減させるため、相談体制の整備、住まいや就労の場の確保など地域で支え合える体制の充実を図る。</p>	<p>手話奉仕員養成講座、点訳奉仕員養成講座を開催し、男性の参加者の割合を高めることで、障害者福祉や地域福祉に対する男女共通の認識を高める。 相談員（身体・知的）を設置し、身体障がいについては月1回、知的障がいについては電話などで随時相談可能な窓口を設置している。また相談員の質の向上のため、市で研修会を開催した。相談支援事業所に委託し、障害福祉サービス利用相談窓口を設置している。これらについては広報で周知をしている。 平成28年7月25日(月) 障害者相談員研修会 16名出席 (身体11名・知的5名)</p>	<p>ボランティア活動等への男性の参加率の向上に努める。</p>	<p>しあわせ推進課</p>	<p>C</p>	<p>2</p>	<p>平成28年度手話奉仕員養成講座は11人（うち10人が修了）男性受講者は0人であった。点訳奉仕員養成講座は9人が受講し男性受講者は1人であった。これらの講座については性別を問わず、障がい及び障がい者についての理解を深めてもらうためにも重要であると考え、今後も引き続き受講者の増加に向け、広く募集を行いたい。 身体障がいに関する相談については毎月第1月曜日、障害福祉サービス利用相談については毎月最終金曜日を実施しており、広報に掲載している。各種相談について、必要があれば相談員から市に報告してもらい、対応している。また、静岡県が主催する研修会と別に、市で研修会を開き、相談員の質の向上を図っている。</p>
				<p>平均点数</p>	<p>2.8</p>	